

職務に専念する義務の特例に関する條例制定についで

職務に専念する義務の特例に関する條例を次のように定める

昭和二十八年十一月二十八日

三朝町長 坂出 雅



昭和廿八年十一月廿八日

議長 天野 廉三



三朝町條例第

第

職務に専念する義務の特例に関する條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十二号)第三十五條の規定に基づき職務に専念する義務の特例に関する規定することを目的とする

(職務に専念する義務の免除)

第二條 職員は左の各号の一に該当する場合において、あらかじめ任命権者又はその委任を受けたものの承認を得てその職務に専念する義務を免除されることとすることができる

一 研修を受けた場合

二 厚生に関する計画の奥援に参加する場合

三 その他職務に専念する義務に従事する場合

四 前三號に規定する場合を除く外町長が定める場合

附 則

一 この條例は公布の日より施行する

二 本條例の適用に関する條例(昭和三十三年三朝町條例第五号)中職務に専念する義務の特例に関する條例は廃止する